

171-参-本会議-17号 平成21年04月15日

※参議院本会議での法律案趣旨説明

○議長（江田五月君） 日程第一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

---

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゆう師試験、歯科衛生士試験、診療放射線技師試験、歯科技工士試験及び柔道整復師試験につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゆう師国家試験、歯科衛生士国家試験、診療放射線技師国家試験、歯科技工士国家試験及び柔道整復師国家試験に改めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百三十三

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

○議長（江田五月君） 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会